埼医業Ⅰ第６３１号
令和２年６月４日

郡市医師会長　　殿

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　丸　木　雄　一）

狂犬病の流行地域より入国し、当該疾病への感染が疑われる患者の
診療等に関する周知の徹底について

標記のことについて、５月２５日付健Ⅱ140F にて日医感染症危機管理対策室長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、貴会管下会員あてご周知くださいますようお願いいたします。

担　当：業務Ⅰ課　石田
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５

埼玉県八潮医師会
収受
2.6.-4
第372号

（健Ⅱ140F）
令和２年５月２５日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事　殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜　萢　　敏

狂犬病の流行地域より入国し、当該疾病への感染が疑われる患者の
診療等に関する周知の徹底について

今般、フィリピンからの入国者で狂犬病の輸入感染症例が確認されたことを受け、厚生労働省より本会あて別添の事務連絡がなされました。

本件は、世界各地で、いまだ狂犬病の流行が続いていることを踏まえ、狂犬病の発生地域における滞在期間中に動物に咬まれるなど、狂犬病に感染したおそれのある者等について、引き続き適切な対応が講じられるよう、狂犬病に関する診療等に係る情報等について、医療機関等の関係者に周知徹底を依頼するものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

（参考情報）
厚生労働省ＨＰ「狂犬病」
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/

厚生労働省ＨＰ「狂犬病に関するＱ＆Ａ」
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/07.html

事　務　連　絡
令和２年５月２２日

公益社団法人　日本医師会　御中

厚生労働省健康局結核感染症課

狂犬病の流行地域より入国し、当該疾病への感染が疑われる患者の
診療等に関する周知の徹底について（依頼）

今般、別添のとおり、フィリピンからの入国者で狂犬病の輸入感染症例が確認されました。

昭和33年以降、我が国において動物における狂犬病の発生は認められていませんが、世界各地ではいまだ狂犬病の流行が続いていることを踏まえ、狂犬病発生地域における滞在期間中に動物に咬まれるなど、狂犬病に感染したおそれのある者等について、引き続き適切な対応が講じられるよう、医療機関等の関係者に対する周知徹底をお願いします。

（参考情報）
厚生労働省HP「狂犬病」
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/

厚生労働省HP「狂犬病に関するQ&A」
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/07.html

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

令和2年5月22日
【照会先】
健康局 結核感染症課
感染症情報管理室長 梅田 浩史 (内線 2389)
係 長 山田 大悟 (内線 2387)
(代表電話) 03(5253)1111
(直通電話) 03(3595)2263

報道関係者 各位

フィリピンから来日後に狂犬病を発症した患者（輸入感染症例）について

本日（５月２２日）、豊橋市及び静岡市から、フィリピンより来日した方が、現地で狂犬病ウイルスに感染し、国内で発症したことが以下の通り報告されましたので，ご報告いたします。（別紙１：豊橋市プレスリリース資料、別紙２：静岡市プレスリリース資料参照）

本日、検疫所、自治体及び日本医師会に対し、狂犬病の流行地域に渡航する者に対して感染防止のための注意喚起を行うとともに、流行地域で動物に咬まれた者への暴露後ワクチン接種等の対応について、周知徹底を通知予定です。

（その他）

今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、国民の皆様への正確な情報提供に御協力をお願いします。なお、現場での取材は、患者の方のプライバシー保護といった観点からも、お控えください。

（注）狂犬病は、通常、ヒトーヒト感染することはなく、感染した患者から感染が拡大することはありません。

狂犬病について(参考)

1　病原体：狂犬病ウイルス

2　感染動物：全ての哺乳類(アジアでは犬が主な感染源)

3　感染経路：通常は罹患動物による咬傷の部位から、唾液に含まれるウイルスが侵入。通常、ヒトからヒトに感染することはなく、感染した患者から感染が拡大することはない。

4　発生状況：日本、豪州、英国、スカンジナビア半島の国々など一部の地域を除いて、全世界に分布

（1）世界の発生状況（WHO、2017年）

年間の死亡者数推計　59,000人（うち、アジア地域35,000人、アフリカ地域21,000人）

（2）フィリピンにおける人の狂犬病発生状況（「フィリピン当局HPより」）

	2014年	2015年	2016年	2017年
発生数	266例	245例	259例	262例

（3）我が国における発生状況

	1953年	1954年	1955年	1956年	1957年以降
死亡者数	3人	1人	0人	1人	発生なし(※)
犬の発生数	176頭	98頭	23頭	6頭	発生なし

※1957年に猫での発生を最後に動物での発生はない。

※1970年に狂犬病発生地（ネパール）を旅行中、犬に咬まれ帰国後発病、死亡した輸入症例が1例。

※2006年に狂犬病発生地（フィリピン）を旅行中、犬に咬まれ帰国後発病、死亡した輸入症例が2例。

5　潜伏期：　通常1～3ヶ月程度だが、長い場合には1年以上の場合もある。

6　診断と治療

（1）臨床症状

前駆期；発熱、食欲不振、咬傷部位の痛みや掻痒感

急性神経症状期；不安感、恐水及び恐風症状、興奮性、麻痺、幻覚、精神錯乱などの神経症状

昏睡期；昏睡（呼吸障害によりほぼ100%が死亡）

（2）病原体生前診断

① RT－PCR法による病原体の遺伝子の検出（唾液等）

② 蛍光抗体法（FA）や免疫組織科学的手法によるウイルス抗原の検出（皮膚）

③ 分離・同定による病原体の検出（唾液）

（3）治療：発病後の有効な治療法はない。

7　発症予防：罹患動物に咬まれた場合の治療として、ワクチン接種などにより行う日本で医薬品として承認されているワクチンは以下の2種類である。

①　「組織培養不活化狂犬病ワクチン」

②　「ラビピュール筋注用」

※ワクチンの種類によって接種スケジュールや接種部位が異なる。

豊橋市

報道発表資料
令和２年５月２２日（金）

フィリピンからの入国後に狂犬病を発症した患者（輸入感染症例）について

令和２年５月１９日、豊橋市内の医療機関から豊橋市保健所に狂犬病疑いの報告があり、国立感染症研究所へ遺伝子検査を依頼したところ、５月２２日に狂犬病ウイルス陽性であると連絡がありました。経過や遺伝子解析の結果から、フィリピンで感染したと推定されます。

昭和３２年（１９５７年）以降、日本国内で感染した狂犬病患者の発生はなく、輸入感染症としては、平成１８年（２００６年）のフィリピンからの帰国後に発症した事例が確認されています。

１　患者概要

居住地：豊橋市外
主症状：疼痛、不穏、発熱、恐水発作、異常興奮
咬傷歴：令和元年９月頃（フィリピンにて、左足首を犬に咬まれるも受診なし）

２　経過

２月１４日（金）　フィリピンから来日
５月１１日（月）　足首の痛みあり
５月１３日（水）　恐水症状、食欲不振、腰痛あり。
５月１４日（木）　腹痛、嘔吐あり。
５月１８日（月）　知人が自動車で自宅に迎えに行き、豊橋市内の医療機関を受診。ＩＣＵへ入院
５月１９日（火）　検体採取し、国立感染症研究所へ検査を依頼
５月２２日（金）　国立感染症研究所から
「ＰＣＲ検査の結果、狂犬病ウイルス遺伝子が検出された。また、塩基配列を決定した結果、フィリピンで流行しているウイルス配列と非常に高い相同性を示した」と連絡を受理
豊橋市内医療機関の医師から感染症発生届受理

３　感染経路

フィリピンで狂犬病に感染した犬に咬まれたことにより、狂犬病に感染したと推定（本人周辺の方からの聞き取りでは、入国後に動物との接触歴はなし）

狂犬病は、通常、ヒトーヒト感染することはなく、感染した患者から感染が拡大することはありません

※　本情報提供は、感染症予防啓発のために行うものですので、報道機関各位にお

かれましては、患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、情報提供の範囲内での報道に、格段のご配慮をお願いします。

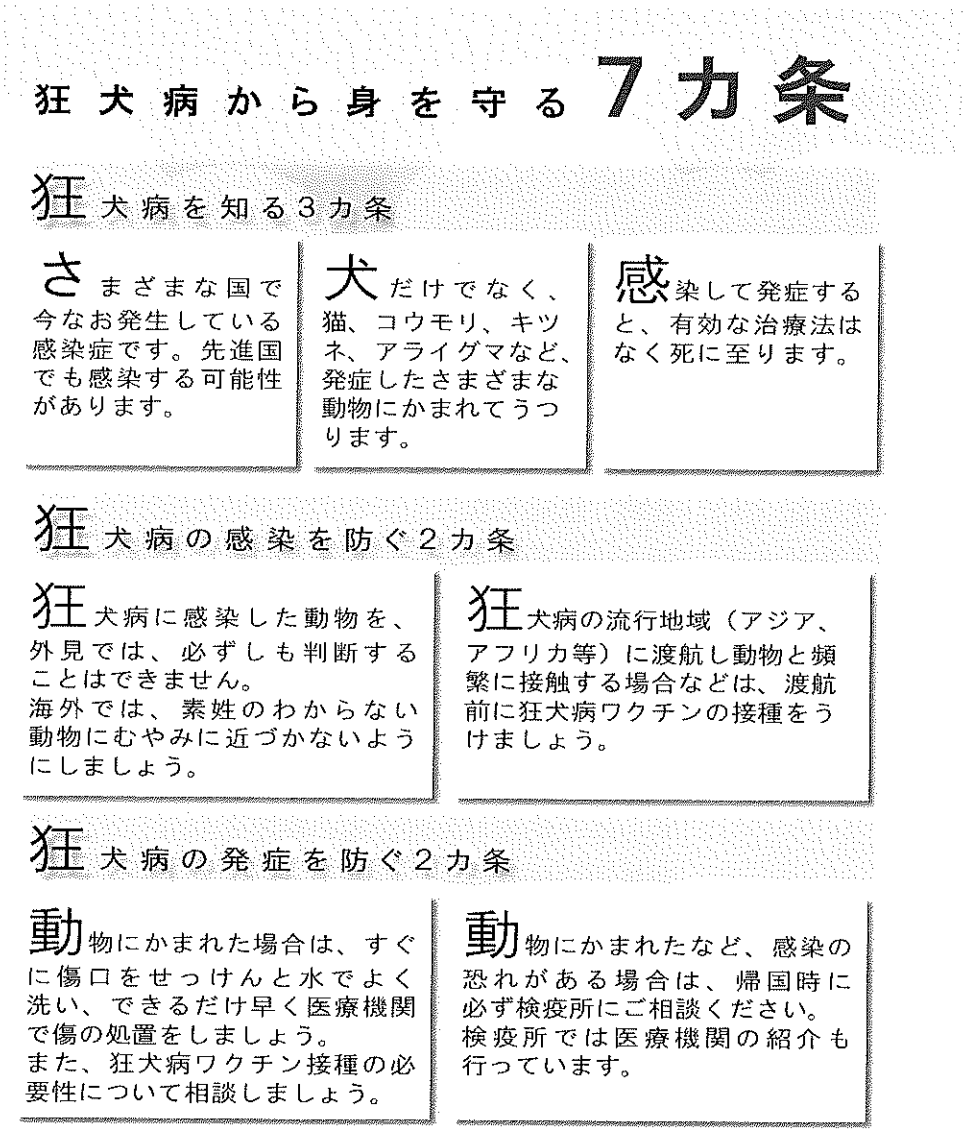
<参考>

問合先　健康部健康政策課　主幹　新井（電話 39-9112）

1．厚生労働省ウェブサイト（狂犬病）
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/

2．厚生労働省ウェブサイト（動物由来感染症をしっていますか？）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000155663.html

3．国立感染症研究所ウェブサイト（狂犬病とは）
https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/394-rabies-intro.html



令和２年５月22日（金）
静岡市保健所　保健予防課
結核・感染症係　中野・高木
電話　０５４－２４９－３１７２

狂犬病患者の発生（輸入感染症例）について

令和２年５月22日、静岡市内在住の方が狂犬病を発病し、豊橋市内の医療機関の医師から届出がありましたので、経過についてお知らせします。

当該患者は、令和元年９月頃にフィリピンで狂犬病に感染した犬に咬まれたことにより狂犬病に感染したと推定されます。

1　患者に関する情報

年　齢	非公表
性　別	非公表
経　過	令和元年９月頃　フィリピンで犬に左足首を咬まれるも受診なし。※1 令和２年２月14日　フィリピンから来日（来日後、静岡市で居住）※２ ５月11日～　体調不良（足首のいたみ）※２ ５月13日　医療機関Ａ受診（食欲不振、腰痛、恐水症状）※２ ５月14日　医療機関Ｂ受診（腹痛、嘔吐）※２ ５月18日　豊橋市内の医療機関を受診し、入院 ５月22日　豊橋市内の医療機関医師から豊橋市保健所に発生届あり ※１　豊橋市からの情報 ※２　本人周辺の方からの情報

2　現在状況　　豊橋市内の医療機関に入院中

3　検査機関　　国立感染症研究所

4　感染経路　　フィリピンで狂犬病に感染した犬に咬まれたことにより狂犬病に感染したと推定
（本人周辺の方からの聞き取りでは、入国後に動物との接触歴はなし）

5　本市の状況　現時点で他に同様の事例報告はありません。
狂犬病予防法第８条に基づく届出（狂犬病にかかった犬等の獣医師による届出）もありません。

狂犬病は、通常、ヒトーヒト感染することはなく、感染した患者から感染が拡大することはありません。

※本情報提供は、感染症予防啓発のために行うものですので、報道機関各位におかれましては、患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に、格段のご配慮をお願いします。